

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報は以下のとおりです。

当社は「創造」「実行」「苦労・克服」の精神に基づき、最高の製品を提供し、お客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することを経営理念としています。

そのためには株主・投資家の皆様、お客様、従業員等全てのステークホルダーに対して、常に透明で判りやすい経営を行うことが最も重要な要素と考えます。

経営資源の効率的な運用を行うとともに、リスクマネジメントやコンプライアンス面の強化を図り、株主・投資家の皆様に対する「企業価値」が最大化するように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4 - 1 - 3】

執行役員等については、後継者育成の観点から、事業報告会等の出席による経営の参画の機会を設けております。また、2018年度には経営幹部研修を行い、長期的な経営戦略の策定を行うなど、経営幹部人材の育成を図る取組みを開始致しました。しかしながら、後継者計画および後継者の育成、トレーニング体制・内容について十分な議論がされているとは言えないため、取締役会にて引き続き議論を重ねてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

政策保有株式に関する方針

当社は相手企業との関係・連携強化を図る目的で、政策保有株式を保有します。取締役会は毎年、個別の政策保有株式について、保有株式ごとに中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているかを基に精査しています。今年度においても、精査の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しています。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減をするなど見直しをしてまいります。

政策保有株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準

政策保有株式の議決権については、中長期的に当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないか等を総合的に検証した上で、議案への賛否を判断します。

【原則1 - 7】

関連当事者間の取引に関する事項は取締役会の決議事項になっており、取引の妥当性、合理性等を検討し判断しております。また、取引結果及び継続取引に関する重要な事実については取締役会報告事項になっており、また該当する取引につきましては有価証券報告書にて開示します。

【原則2 - 6】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財務状態に影響を与えることの重要性を十分に認識の上、企業年金の資産運用に必要な経験や資質を備えた人材にて運用を行っております。実際の運用は金融機関等に委託しており、その運用状況は半期に一度の運用報告会にてモニタリングをしております。

【原則3 - 1】

1. 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念については、当社HPに掲載しています。

<https://www.sodick.co.jp/company/message.html>

当社の経営戦略、経営計画については、決算説明資料に記載し開示しています。

https://www.sodick.co.jp/ir/ir_explanation.html

2. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.基本的な考え方に記載の通りです。

3. 経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

報酬の方針については、当報告書の【取締役報酬関係】に記載しております。

報酬の決定方法

(1) 取締役の報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、その限度内で配分方法の取り扱いを取締役会で協議し各取締役の報酬額を決定しています。

(2) 各取締役の報酬額は、前項によるほか、取締役会の決議により、代表取締役が協議のうえ各取締役の報酬額案を作成し、代表取締役及び社外取締役で構成される報酬諮問委員会の承認を得て決定しています。

(3) 監査役の報酬は、株主総会においてその総枠を決議し、その限度内で各監査役の報酬額を監査役の協議により決定しております。

4. 取締役会が代表取締役を含む取締役・執行役員候補の指名及び選解任を行うに当たっての方針と手続き

- (1) 代表取締役2名および社外取締役2名で構成される人事諮問委員会を設ける。
- (2) 人事諮問委員会は、取締役・執行役員の選任基準について、審議のうえ定める。
- (3) 人事諮問委員会は、代表取締役を含む取締役・執行役員候補を決定する。
- (4) 人事諮問委員会は、グローバルでの成長、競争力強化、著しいビジネス環境の変化に迅速に対応するために、取締役・執行役員の多様化に努める。
- (5) 取締役会は、人事諮問委員会の答申に基づき、株主総会に付議する取締役選解任議案を決定する。

5. 取締役会が監査役候補の指名及び選任を行うに当たっての方針と手続き

- (1) 人事諮問委員会は、監査役の選任基準について、審議のうえ定める。
- (2) 人事諮問委員会にて監査役候補を決定する。
- (3) 取締役会は、人事諮問委員会の答申に基づき、監査役会の同意を得て、株主総会に付議する監査役選任議案を決定する。

6. 取締役及び監査役の個別の選任理由

【取締役】

代表取締役会長

金子 雄二

昭和56年に当社入社、研究開発業務に携わり、平成12年に米国開発子会社の取締役社長に就任し研究開発会社の経営者として実績を積み上げてきました。

平成16年に当社取締役に就任し、研究開発部門を担当。平成24年に当社取締役社長に就任し、研究開発における知識と経験、海外子会社経営の実績を活かし、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。

代表取締役社長

古川 健一

平成11年に当社入社、米国販売会社の駐在を経て、平成19年に国内子会社(食品機械事業)の取締役社長に就任し、食品機械事業の経営者として活躍。平成19年に当社財務部長に就任、平成20年に取締役就任後は財務、経理、管理部門の管理系業務責任者および海外工場の取締役を兼務し豊富な実績を積んでおります。

平成26年に当社取締役副社長に就任し、経営全般の責任者として、重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。

代表取締役副社長(営業統括担当)

高木 圭介

昭和53年に当社入社、国内営業部門で経験を積み、平成6年に米国販売子会社の取締役社長に就任。平成13年に当社取締役就任、その後子会社の取締役副社長を経験し、グローバルな業務経験と実績を有しております。

平成21年に当社常務取締役、平成22年に専務取締役に就任し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。

専務取締役(工作機械事業統括担当)

松井 孝

昭和55年に当社入社、国内営業部門を経て、国内上場子会社(工作機械事業)常務取締役に就任し、工作機械の販売ならびに上場子会社経営などの幅広い業務経験と実績を有しております。

平成21年に当社常務取締役、平成24年に専務取締役に就任し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。

常務取締役(コーポレート部門統括担当)

前島 裕史

昭和59年に株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)に入行後、国内外の多岐にわたる要職を歴任し、金融機関において培われた専門的な知識・経験および海外での業務経験を有しております。

平成26年から当社常務取締役として、経営管理・財務・経理を所管し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。

常務取締役(生産統括担当)

塚本 英樹

昭和60年に当社に入社、昭和63年のSodick(Thailand) Co.,Ltd.の設立から携わり、製品設計・開発、製造、生産管理等幅広い業務経験を有しております。平成20年からSodick(Thailand) Co.,Ltd.の取締役社長を務め、また蘇州沙迪克特種設備有限公司および沙迪克(廈門)有限公司の董事を兼務するなど、生産統括者として豊富な経験・実績を有しております。

平成24年に当社執行役員、平成26年に当社取締役、平成27年に常務取締役に就任し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。

常務取締役(開発営業担当)

梅本 慶三

金融機関および証券会社での豊富な経験と幅広い見識を有しており、またその取引先も多岐に亘ることから、その人脈を活かした新しい営業戦略を検討して新たな分野や業界に当社製品の拡販を企画できると考えられます。当社の営業戦略の新たな方向性を試み、当社の機械をよりグローバルな視点から新たな顧客の獲得に尽力していただくため、取締役として適任と考えております。

取締役(中国華南地区営業統括担当)

黄 錦華

平成2年に当社台湾支社入社、台湾支社の運営に関与し、その後当社の100%現地法人のSodick (Taiwan) Co.,Ltd.を設立、董事長兼総経理に就任し、管理及び海外営業等経営全般を行ってまいりました。台湾における経営が軌道に乗った後、平成13年には中国広東省にSodick (Taiwan) Co.,Ltd.の子会社であるSodick International Trading(Shenzhen)Co.,Ltd.を設立し、董事長兼総経理として経営を行ってまいりました。台湾、中国及びアジアにおけるグローバルな経営経験と知識を有しており、また今後当社が更に進めていく女性や外国人の活躍をはじめとするダイバーシティ・マネジメント等に対して大きく貢献するものとして、取締役として適任と考えております。

【監査役】
常勤監査役
保坂 昭夫

昭和51年に当社入社、技術・製造部門の経験を経て、昭和62年に当社取締役役に就任。中国工場の総経理、国内子会社等の非常勤監査役を歴任しており、技術・製造・品質管理・マーケティング、子会社の社長経験と幅広い経験と知識を有しております。

常勤監査役
渡貴 雄一

昭和52年に当社入社、海外営業に携わり、平成6年に当社取締役役に就任。平成18年に国内上場子会社の取締役社長に就任し、平成22年には沙迪克(廈門)有限公司の董事長、その後蘇州沙迪克特種設備有限公司の董事長も兼務し、グローバルな幅広い経験と知識を有しております。

社外取締役及び社外監査役については、2 - 1の【取締役関係】および【監査役関係】にて選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会の役割及び経営陣への委任の範囲につきましては、当報告書「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に記載の通りです。

【原則4 - 8】

当社は社外取締役を4名選任し、独立役員として指定しております。詳細につきましては、当報告書【取締役関係】をご参照下さい。

【原則4 - 9】

社外役員の独立性に関する基準については、当報告書【独立役員関係】をご参照下さい。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は企業統治形態として監査役会設置会社を選択しております。

取締役会においては、知識・経験・能力のバランスや多様性を考慮し構成しています。また当社は独立社外取締役を4名選任しております。取締役、監査役の選任理由につきましては【原則3 - 1】(4)(5)をご参照下さい。

また、「規模」について、定款で15名以内としておりますが、現時点において取締役総数は11名前後が妥当と考えております。経営の監督及び重要な経営の意思決定を行う当社の取締役としては、業務執行を兼務しない社内取締役(2名)、業務執行を兼務する取締役(6名)及び社外取締役(4名)という現在の構成が適切なバランスと規模であると考えております。

【補充原則4 - 11 - 2】

社内役員については、他の上場会社役員の兼任はありません。

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行います。

【補充原則4 - 11 - 3】

コーポレートガバナンスの実効性を高めるために、当社取締役会の職務の執行がガイドラインに沿って運用されているかについて、毎期、各取締役が自己の職務遂行状況について自己評価を行います。

また、監査役が、上記各取締役の自己評価等を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示致します。

2019年1月に取締役会全体の実効性について、各取締役による自己評価を実施いたしました。

監査役会において、各取締役の自己評価等をもとに取締役会の実効性を分析、審議した結果、当社取締役会の運営状況、審議状況、管理監督機能等、取締役会の実効性については十分に機能しているとの評価でありました。

当社取締役会としましては、上記評価結果を受け、現時点において実効性が十分確保されていると判断するものの、更なる審議の充実及び監督機能の向上を目指し、付議基準等、運営方法の見直しに取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

取締役および監査役のトレーニング

(1) 新任取締役と監査役については公益社団法人日本監査役協会の研修に参加しています。

(2) 独立社外取締役および独立社外監査役については今後事業内容の説明や主要拠点等の視察等を行うとともに事業戦略の説明等を適宜行います。

(3) 他の取締役、監査役、及び執行役員については東京証券取引所のeラーニング等を通じ、企業価値向上に必要な知識・考え方を習得しています。

【原則5 - 1】

当社は、株主・投資家を重要なステークホルダーの一つと考え、企業価値の向上のための建設的な対話を重視しています。株主との対話は、IR担当部門が担い、株主から個別の要望がある場合には、面談の目的や内容の重要性等を考慮し合理的な範囲で取締役等の対応を検討します。株主・投資家から寄せられた意見等は、必要に応じて取締役会や事業報告会に報告し、当社の今後の経営に活かします。

当社は、株主・投資家の皆様に、経営・財務状況を透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努め、企業価値のさらなる向上に資するIR活動を推進しています。IR担当部署は、株主からの対話を合理的にかつ円滑に行うため、会計財務部門・法務・コンプライアンス部門等の関連部門と連携を取り、IR活動を推進しています。

個別面談以外の対話の取組みとして、機関投資家向けの決算説明会を年2回行っています。また株主総会を貴重かつ重要な株主との対話の機会と捉え、十分な質疑の時間を取るなどの対応や株主総会後に当社ショールームの見学会を開催しています。個人投資家の皆様に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、事業内容、業績、経営方針などをわかりやすく掲載いたします。また、建設的な対話を促進するため、アニュアルレポート並びに統合レポートの発行などを実施しております。

インサイダー情報にかかる管理の方策については、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにて開示しております。

<https://www.sodick.co.jp/ir/disclosure.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

更新

20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ソディック	6,407,629	11.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,403,100	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,975,300	3.69
UBS AG LONDON A / C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,103,000	2.06
RE FUND 107 - CLIENT AC	959,845	1.79
ソディック共栄持株会	931,000	1.74
有限会社ティ・エフ	895,000	1.67
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	850,397	1.59
株式会社三井住友銀行	850,000	1.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	843,800	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社グループ(当社及び連結子会社)は、当社、連結子会社21社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、放電加工機、マシニングセンタおよび金属3Dプリンタ等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、麵製造プラント、製麵機などの食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、プラスチック成形品等の製造・販売、リニアモータ応用製品、セラミックス製品及びその制御機器、LED照明などの開発・製造・販売、放電加工機等のリースなどのその他事業で構成され、各事業が有機的に結合・協生して事業の発展に寄与しています。

なお当社は、当社から関係会社への出資目的等も踏まえ、事業内容の定期的な報告を求め、重要案件については事前協議および当社取締役会への付議を行うなど、関係会社との緊密な連携のもとに「ソディック」ブランドの維持向上に努めています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栗原 俊明	他の会社の出身者											
古田 勝久	学者											
稲崎 一郎	学者											
工藤 和直	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗原 俊明	○	栗原俊明氏は当社グループの取引銀行である株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しており、かつ同行が当社グループの経営の意思決定に与える影響はありません。また、同氏は当社グループの取引先であるシマダヤ株式会社にも在籍しておりましたが、同社の業務執行者でなくなってから4年以上経過しており、かつ当社グループと当社グループとの当事業年度における年間取引額は、双方の連結売上高の2%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	栗原俊明氏は、金融機関での豊富な経験に加え事業法人の取締役及び監査役として培われた幅広い見識を有しており、当社の経営戦略について有益な助言をいただくため、社外取締役として選任しております。また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。

古田 勝久	○	学校法人東京電機大学 顧問	古田勝久氏は、大学での長年に亘る研究で培われた制御工学・ロボット工学に関する幅広い見識、及び大学の学長や学協会等の各種委員会の委員長として組織の運営にあたられた経験を有しており、当社の経営戦略について有益な助言をいただくため、社外取締役を選任しております。また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。
稲崎 一郎	○	株式会社ディスコ 社外取締役 学校法人中部大学 理事	稲崎 一郎氏は、大学での長年に亘る研究で培われた精密工学に関する幅広い見識を持ち、当社の事業分野における専門知識を有しており、当社の事業内容を深く理解されていることから、その高い見識を当社の事業強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。
工藤 和直	○	株式会社芝浦電子 社外取締役 当社グループの取引先である住友電装株式会社に在籍しておりましたが、当事業年度における年間取引金額は1%以下と僅少で退職後相当期間を経過しており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	工藤 和直氏は、中国で事業を立ち上げ製造の技術や生産のノウハウだけでなく経営の経験が豊富であり、海外を含めた当社の製造全般への助言をいただくため、社外取締役に選任しております。また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	4	2	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	2	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

【人事諮問委員会】
・取締役4名で構成され、うち2名を社外取締役としています。
・取締役・監査役・執行役員の人事に関する選任基準・方針の策定、候補者の選任及び現職の評価を行っています。

【報酬諮問委員会】
・取締役4名で構成され、うち2名は社外取締役としています。
・取締役、執行役員の報酬に関する方針の策定と、報酬水準及び査定、報酬額を審議しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役は、会計監査人の行った監査方法と結果の相当性を判断するために、監査報告書に基づく監査説明会において重要事項の説明を求め、重要ポイントについて意見交換を行うことで、会社の現状について幅広い情報を得るための連携を強化して、効率的な監査業務の遂行を図っています。

なお当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、田尻慶太氏および上西貴之氏であり、太陽有限責任監査法人に所属しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下條 正浩	弁護士													
長嶋 隆	公認会計士													
奥山 富夫	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下條 正浩	○	東海東京証券株式会社 社外取締役(監査等委員)	下條正浩氏は、弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識を持ち、他社の社外監査役や監査等委員である社外取締役の豊富な経験を有し当社の監査体制の強化に活かしていただくため、当社監査役をお願いしています。 また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。
長嶋 隆	○	税理士法人日本税務総研 公認会計士 日本調剤株式会社 社外取締役(監査等委員)	長嶋隆氏は、公認会計士及び税理士としての高度の専門知識と幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、当社監査役をお願いしています。また、当社と利害関係を有しておらず、代表取締役を中心とした業務執行者から十分な独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため独立役員として指名しております。
奥山 富夫		奥山富夫氏は当社グループの取引銀行である株式会社横浜銀行に在籍しておりましたが、退職後10年以上経過しており、かつ同行が当社グループの経営の意思決定に与える影響はありません。	奥山富夫氏は、内部統制の整備状況やリスク対応等、経営の健全性を客観的に監査するため当社監査役をお願いしています。

【独立役員関係】

独立役員の数

6名

その他独立役員に関する事項

【社外役員の独立性についての当社の考え方】

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員(注1)に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- (1) 当社グループの業務執行者(注2)である者
- (2) 当社グループを主要な取引先(注3)とする者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (3) 当社グループの主要な取引先である者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (4) 当社グループから役員報酬以外に、一定額(注4)を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (5) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (6) 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (7) 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
- (8) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者)
- (9) 上記(1)～(8)に過去3年間に於いて該当していた者
- (10) 上記(1)～(9)に該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

(注)1. 社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。

2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいう。

3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者)をいう。

4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。

5. 重要な者とは、業務執行者のうち、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。

2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月28日開催の第43回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く)が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度(年額100百万円以内)を決議し、導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬について、有価証券報告書および営業報告書にて、取締役と監査役ごとに年間合計の総支給額および総支給人数を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、以下の3つの金額の増額、減額により各役員の報酬額の基準を算出し、その上で全体および個別の調整を実施しております。

(1) 役職別基準金額、(2) 連結当期純利益に応じた業績連動額を増額または減額、(3) 役員の責務に応じた金額
社外取締役の報酬については、固定報酬とし業績連動報酬は実施しておりません。

取締役(社外取締役を除く)に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役4名、社外監査役3名を選任していますが、取締役会の開催前には必要情報を、また取締役会での決定事項および検討事項については書面等による報告を行っています。

また社外監査役については、毎月、全監査役が出席し定例の監査役会を実施し、幅広く情報・意見交換を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、業務執行の監督および監査を通じて、経営や業績に影響を及ぼす重要な事項等について、取締役会、監査役会が報告を受ける体制となっています。

また内部監査規程に基づき、組織的にも業務的にも独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査役会と連携を図っています。監査基準については、法令および定款、監査役会規程、監査役監査規程等に基づき設定され、監査業務に活かされています。

監査役設置会社である当社では、取締役・監査役の選任と解任および報酬について、株主総会の決議をもって決定しております。なお、当社の役員報酬額の算定は、取締役会の決議によって定めた役員報酬規程に基づいております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、田尻慶太氏および上西貴之氏であり、太陽有限責任監査法人に所属しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役4名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役は、経営者としての豊富な知見と経験に基づき、取締役会の議案の審議に必要な意見表明を行うなど、取締役の業務執行の適法性を確保するために機能しております。社外監査役は、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行っております。監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めており、外部的視点からの経営の監視機能を果たしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知を法定期日内に発送しています。 また、招集通知を発送日前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使のほかインターネットによる議決権行使も可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加し、海外を含めた機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(狭義及び参考書類)の英訳版を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	営業報告のビジュアル化により、わかりやすい事業報告を目指しています。また、株主総会当日には本社ショールームの見学会を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上のIR情報サイトで開示をしています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに年2回実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上のIR情報サイトで財務資料の開示をしています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署を設置し、専任者が情報開示や株主様からのお問い合わせに対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	品質保証室を中心に、環境保全活動に取り組んでいます。 また、平成18年2月には加賀事業所、平成18年12月には福井事業所がISO14001を認証取得いたしました。なお、社会貢献活動だけでなく、大学等の研究活動を支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示委員会を設置し、適切な情報開示に取り組んでいます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年4月17日の取締役会において会社法施行に基づき、業務の適正性を確保するための内部統制システムの基本方針について下記の通り決定いたしました。

1. 会社運営の基本方針……当社は、以下の基本精神と経営理念を会社運営の拠り所とする。

【基本精神と経営理念】

「創造」「実行」「苦勞・克服」の当社精神に則り、最高の製品を提供し、お客様の「ものづくり」をサポートすることによって、社会の発展に貢献することを経営理念とする。

これを実現し社会全体と共に継続して成長していくために、事業活動を通じて、お客様、株主・投資家の皆様、お取引先、地域社会、従業員をはじめとしたステークホルダーの皆様からの期待にお応えし、信頼できるソディックを築き上げる。

また当社は、上記の基本精神と経営理念を具体的行動に反映させるために、次の「行動指針」を日々の業務運営の指針とする。

【行動指針】

- ・常に世界最高水準のテクノロジーを追求する。
- ・お客様の立場に立ち、世界同一品質で最高の性能を持つ製品を提供する。
- ・法令、定款及び社内規程を遵守し、公明正大に行動する。
- ・安全で働きやすい職場環境をつくり上げる。
- ・豊かな社会を創造するために、環境の保全と調和に努める。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- (2) 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
- (3) 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を取締役及び監査役に報告する。
- (4) 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準(コンプライアンス指針)」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
- (5) 当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、コンプライアンスヘルプライン(内部通報制度)を設置する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役、監査役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

4. 損失の危機の管理に関する規定とその他の体制

- (1) 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- (2) 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- (3) 特に、コンプライアンス、環境(自然環境・職場環境)、災害、品質(製品品質・サービス品質・業務品質)、情報セキュリティ、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- (4) 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査役に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (2) 経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議、事業報告会等を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (3) 迅速で効率性の高い企業経営を実現させるため、執行役員制度を導入し、取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、執行役員に業務執行を委託しています。取締役会は、経営の基本方針、執行役員の選任など、取締役会規則で定められた重要事項の意思決定を行い、経営全般に対する監督機能を発揮し経営の公正性・透明性を確保します。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- (2) 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- (3) 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。
- (4) 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるよう、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
- (5) 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- (6) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役及び監査役に報告する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
- (2) 監査役を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
- (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。

8. 当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査役会規程、監査役監査規程、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査役に報告する。
- (2) 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査役に報告する。
- (3) 監査役は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社への往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
- (4) 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務遂行のために必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
- (2) 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
- (3) 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
- (4) 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

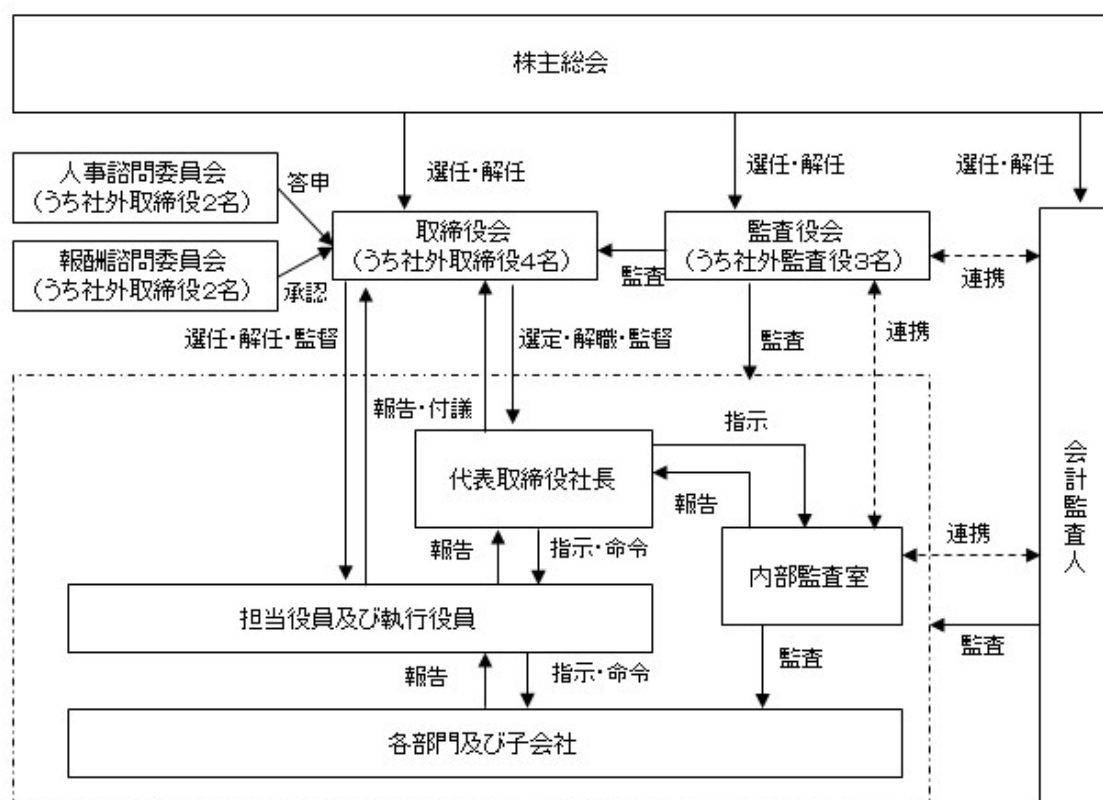
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要】



【適時開示体制の概要】

